

補給電力契約に関する仕様書（案）

1 概要

- (1) 件 名 宮城県登米総合産業高等学校 農場で使用する電気
- (2) 需給場所 宮城県登米市中田町上沼字要害 9 4
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）における業務用電力

2 仕様

- (1) 電力供給条件
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧 6,000V
 - ウ 計量電圧 6,000V
 - エ 周波数 50Hz
 - オ 非常用自家発電装置 なし（系統連系なし）
- (2) 契約電力及び予定使用電力量
 - ア 契約電力（常時供給分）26kW（契約上使用できる電気の最大電力をいい、30 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）
 - イ 予定使用電力量は、別途提供する「令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月の電力使用量（30 分値）」から PPA 電力における自家消費量を差し引いたものとする。
 - ウ 予定力率は、100%とする。
- (3) 契約期間は、令和 9 年 4 月 1 日 0 時から令和〇年〇月〇日〇時までとする。
- (4) 電力量の検針は、毎月 1 日とする。ただし、1 日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は一般送配電事業者が設置した計量器により記録された値によるものとする。
- (5) 需給地点は、構内第 1 柱に設置されている県所有の区分開閉器の電力側第 1 接続点
- (6) 保安責任分界点は、需給地点に同じ
- (7) 財産分界点は、需給地点に同じ
- (8) 計量場所は、構内引込第 1 柱
- (9) 代金の算定は、毎月 1 日から当該月の末日までの期間とする。
- (10) 力率は、当該月の毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率とし、単位は%（小数点以下は、四捨五入する。）とする。（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率 100%とする。）
- (11) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、毎年、翌年度に適用される全国一律の国が定めた単価とする。

3 その他

- (1) 本契約における需給施設は年中無休である。
- (2) 一般送配電事業者が取付けているもののほかに料金の算定上必要な計量器及びその

付属装置等がある場合はすべて受注者の負担において取り付けること。また、既設設備の改造工事等が必要な場合の費用についても受注者の負担とする。施工に停電が必要な場合は、本県が指定する日時に行うものとし、停電に伴う費用についても受注者の負担とする。

- (3) 季節条件等の変動により電力使用計画を大きく上回る電力を購入する場合にも内訳書の単価を適用すること。
- (4) その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の需給条件については甲乙協議により定める。
- (5) 系統連系の発電設備 無し